（法人の例）

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第７条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、○○株式会社（貴社名を入力）において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規程は、○○株式会社（貴社名を入力）の全ての役員及び従業員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

（管理責任者）

第３条　この規程の管理責任者は、○○（管理者名を入力）とする。

第２章　電子取引データの取扱い

（電子取引の範囲）

第４条　当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

1. 電子メールを利用（システム等により自動的に電子メールを送信する場合を含む）した取引情報の授受。例えば以下のような取引をいう。
	* 電子メールに添付された取引情報（例えば、注文書（PDFファイル）など）の授受
	* 電子メールそのものに記載された取引情報の授受
2. インターネットを利用した取引情報の授受。例えば以下のような取引をいう。
	* ECサイトを利用した取引情報の授受
	* Web受発注システムを利用した取引情報の授受
	* 電子契約システムを利用した取引情報の授受
	* ファイル転送システムを利用した取引情報の授受
	* ネットバンキングシステムを利用した取引情報の授受
3. ＥＤＩシステムを利用した取引情報の授受
4. CD/DVDなどのデジタル記録メディアを介した取引情報の授受
5. ＦＡＸにより取引情報を授受し当該取引情報を紙に出力しないもの
6. その他、取引情報をデータで授受する取引

※上記はサンプルです。貴社の業務における「電子取引」について具体的に記載してください。

（取引データの保存）

第５条　取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第６条に定めるデータについては、保存システム（電子取引Save）内に当該取引関係情報の法定保存期間にあわせて保存する。

（対象となるデータ）

第６条　保存する取引情報は以下の書類、若しくはそれに準ずる取引情報とする。

・見積書

・注文書／注文請書

・契約書

・納品書／検収書

・請求書／支払通知書

・領収書

・その他の取引明細書

※上記はサンプルです。貴社の業務における「電子取引」に該当する取引情報を記載してください。

（運用体制）

第７条　保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

　一　管理責任者　○○部△△課　課長　ＸＸＸＸ（管理者名を入力）

　二　処理責任者　○○部△△課　係長　ＸＸＸＸ（管理者名を入力）

（訂正削除の禁止）

第８条　取引情報を保存システムに保存するまでの過程において、取引情報の変更及び削除を禁止する。

~~（訂正削除を行う場合）~~

~~第９条　業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。~~

~~一　申請日~~

~~二　取引伝票番号~~

~~三　取引件名~~

~~四　取引先名~~

~~五　訂正・削除日付~~

~~六　訂正・削除内容~~

~~七　訂正・削除理由~~

~~八　処理担当者名~~

~~２　管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。~~

~~３　管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。~~

~~４　処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。~~

~~５　「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。~~

※「電子取引」は訂正削除の履歴が自動的に残り、訂正削除を行った取引情報をいつでも参照することができます。上記の訂正削除に関する手続きについては必要に応じて追加してください。

附則

（施行）

第9条　この規程は、令和○年○月○日から施行する。